

判決年月日	平成30年2月7日	担当 部	知的財産高等裁判所 第2部
事 件 番 号	平成28年(ネ)10104号		
○ いわゆる真正商品の並行輸入に該当し、商標権侵害の実質的違法性を欠くとした事例。			

(関連条文) 商標法36条1項, 2項

判 決 要 旨

1 本件は、本件商標権を有する被控訴人が、控訴人による商品に関する広告に控訴人標章を付して頒布する行為が本件商標権を侵害する旨主張して、控訴人に対し、商標法36条1項, 2項に基づき控訴人の商品の販売及び頒布の差止め並びに廃棄を求めた事案である。

原判決は、控訴人による商品の輸入販売行為はいわゆる並行輸入による商標権侵害の違法性阻却事由に該当するとはいえず、被控訴人の控訴人に対する本件商標権の行使が権利濫用に当たるということもできないなどとして、被控訴人の請求を全部認容した。

2 商標権者以外の者が、我が国における商標権の指定商品と同一の商品につき、その登録商標と同一の商標を付されたものを輸入する行為は、許諾を受けない限り、商標権を侵害する(商標法2条3項, 25条)。しかし、そのような商品の輸入であっても、①当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、②当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものであって(以下、「第2要件」という。)、③我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される(以下、「第3要件」という。)場合には、商標権侵害としての実質的違法性を欠くものと解するのが相当である。(最高裁第一小法廷平成15年2月27日判決民集57巻2号125頁)

そして、商標権者以外の者が、我が国における商標権の指定商品と同一の商品につき、その登録商標と同一の商標を広告に付する行為は、許諾を受けない限り、商標権を侵害する(商標法2条3項, 25条)。しかし、そのような行為であっても、登録商標と同一の商標を付されたものを輸入する行為と同様に、商標権侵害としての実質的違法性を欠く場合があり、その場合の上記①の要件は、当該商品に当該商標を使用することが外国における商標権者との関係で適法であること(以下、「第1要件」という。)とすべきである。

3(1) 控訴人標章1及び2は、P V Z社商標と類似するものであるが、控訴人商品は、いずれもP V Z社から輸入されたものである上、控訴人がこれに手を加えて販売したとも認められないから、控訴人が控訴人商品の広告に控訴人標章1及び2を付する行為は、P V Z社の商標権の出所識別機能や品質保持機能を害するものではなく、P V Z社との関係で

適法なものということができる。

したがって、本件被疑侵害行為は、第1要件を充足する。

(2) 被控訴人はP V Z社と本件ブランド商品について日本における本件販売代理店契約を締結し、被控訴人はP V Z社の日本における独占的な販売代理店となったものであるから、P V Z社と被控訴人とは、法律的に同一人と同視し得るような関係にあるといえ、本件被疑侵害行為は、第2要件を充足する。

(3) 第3要件は、我が国の商標権者の品質管理可能性についていうものであるところ、外国の商標権者と我が国の商標権者とが法律的又は経済的に同一視できる場合には、原則として、外国の商標権者の品質管理可能性と我が国の商標権者の品質管理可能性は同一に帰すべきものであるといえる。ただし、外国の商標権者と我が国の商標権者とが法律的又は経済的に同一視できる場合であっても、我が国の商標権の独占権能を活用して、自己の出所に係る商品独自の品質又は信用の維持を図ってきたという実績があるにもかかわらず、外国における商標権者の出所に係る商品が輸入されることによって、そのような品質又は信用を害する結果が生じたといえるような場合には、この利益は保護に値するということができる。

P V Z社は、本件商標登録以前から本件ブランドを付した商品を控訴人及び被控訴人に対して販売し、日本において流通させていたところ、被控訴人が本件商標権を登録したのは、P V Z社の商品を独占的に輸入し販売するためであり、その登録は、P V Z社の許諾を得て行ったものであり、本件商標1は本件ブランド名そのものであり、本件商標2は、P V Z社が本件ブランドのために使用していた標章を用いたものであると認められる。本件において、被控訴人商品は身飾品であり、使用者が他人から見えるように装用して、商品の美しさでもって使用者を飾るという機能を有するところ、被控訴人が、P V Z社パーツの組合せや鎖の長さなどを指定し、引き輪やイヤリングのパーツを取り付けたことは認められるものの、引き輪やイヤリングのパーツは身体を飾るという被控訴人商品の主たる機能からみて付随的な部分にすぎない。被控訴人のウェブサイトには、P V Z社作成の画像及びP V Z社が使用するのと同じ本件ブランドのロゴが用いられ、P V Z社パーツのレース状の模様は明確に認識できるが、被控訴人が独自に付したパーツが強調されている部分はなく、また、P V Z社パーツのレース状の細工以外のデザインが良いことや、引き輪やイヤリングのパーツが使用しやすいといったことは、上記ウェブサイトには記載されておらず、このような事項が需要者に認識されていたとは認められない。さらに、被控訴人は、被控訴人商品について保証書を発行していたものの、その内容は、「品番」「仕様」のみであり（甲23）、保証内容から被控訴人独自のパーツが付されていることを購入者が認識できるものとは認められない。

これらの事情を総合考慮すると、被控訴人が、P V Z社とは独自に、被控訴人の商品の品質又は信用の維持を図ってきたという実績があるとまで認めることはできず、控訴人商品の輸入や本件被疑侵害行為によって、被控訴人の商品の品質又は信用を害する結果が生

じたということとはできない。したがって、被控訴人に保護に値する利益があるということとはできない。

以上より、控訴人商品と被控訴人商品とは、本件商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価すべきであり、本件被疑侵害行為は、第3要件を充足する。

4 以上より、本件被疑侵害行為は、第1要件～第3要件をいずれも充足し、実質的違法性を欠く。